個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイル簿(単票)	
個人情報ファイルの名称	学齢簿ファイル
行政機関等の名称	藤沢市教育委員会
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	教育部学務保健課
個人情報ファイルの利用目 的	学齢簿編製、就学時健康診断事務、就学援助・就学奨励費支給事務を行うために利用する。
記録項目	(学齢簿システム) 1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6学校情報、7家族情報 (就学援助システム) 1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6学校情報、7家族情報、8所得情報、9申請月、10認定情報、11振込口座、12家の種類、13生活保護受給状況、14児童扶養手当受給状況、15支給額(就学奨励費システム) 1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6学校情報、7家族情報、8所得情報、9申請月、10認定情報、11支給額
記録範囲	学齢児童生徒及び翌年度小学校1年生になる未就学児
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	藤沢市立小中学校及び特別支援学校
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名 称) 藤沢市市民自治部市民相談情報課 (所在地) 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	「一方大力力大力深ルく 口 一分 」 口 一合 」 工 一直 上也 ック エ
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル□有 ■無□法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備 考	2023. 4. 1作成